

農業者年金のお問い合わせは、お近くの農業委員、農業委員会事務局またはJAなすの各支店にお尋ねください。

那須町農業委員会事務局 ☎ 72-6925
 那須野農業協同組合
 那須支店 ☎ 72-6111
 高久支店 ☎ 64-1122
 伊王野出張所 ☎ 75-0004



農地転用許可制度

農地を住宅、店舗、資材置場、駐車場など農地以外の土地にすることを転用と言います。農地転用許可制度は優良農地を確保し、計画的な土地利用を推進することが目的であり、転用する場合には農地法に基づき転用許可が必要です。

農地法第4条・第5条許可

▼農地法第4条許可
 自己所有の農地を転用する場合に必要な許可です。

▼農地法第5条許可
 自己所有の農地または採草放牧地を転用目的で売ったり、貸したりする場合には必要な許可です。

農地の所有者だけでなく、その農地を所有者から買ったり、借りたりして転用する者も所有者と連署して許可申請をする必要があります。

▼農地転用許可基準

農用地区域内にある農地や、第1種農地（おおむね10ha以上の規模の1団の農地の区域内にある農地や、土地改良事業等の工事を完了した区域内にある農地など良好な営農条件を備えている農地）では、農地転用は原則認められません。

また、事業計画どおりに農地転用されることが確実に認められな

い場合や、周辺農地の営農条件に支障を生じるおそれがある場合には、農地転用は認められません。

近年、売電を目的とした太陽光発電設備を農地へ設置したいとの相談が寄せられています。農地への再生可能エネルギー発電設備の設置の場合でも、農地法に基づき転用許可が必要です。

なお、優良農地確保の観点から、対象となる農地の立地条件に応じて転用の適否を判断するため、農振農用地や第1種農地への設置は、原則認められません。

▼許可権限

那須町農業委員会は、平成28年4月からは4ha以下について、栃木県知事から許可権限の委譲を受けています。また、4haを超える場合は知事許可になります。

▼申請書添付書類

- ①土地の登記事項証明書
- ②公図の写しまたは土地の位置の特定ができる図面
- ③位置図
- ④周辺見取図
- ⑤特定図（土地の一部を転用する場合）
- ⑥土地利用計画図
- ⑦平面図
- ⑧事業計画書
- ⑨資金証明
- ⑩土地改良区の意見書（土地改良区の地区内の場合に限る）

①他法令の許認可書の写しまたは許認可の手続き状況を証する書面等
 ※農地転用の許可申請をする方は、申請書とその内容について、事前に農業委員会事務局にご相談ください。

農作業標準料金表の決定

平成31年の農作業標準料金表を次のとおり決定しました。

なお、標準料金ですのでは場条件や作業の難易度等著しく異なる場合は、相互協議の上決定してください。

農作業標準料金表は、町ホームページにも掲載しています。

▼問合せ 農業委員会事務局
 ☎ 72-6925



稲作・飼料作物等 標準作業料金（抜粋）

（単位：円 ※消費税抜きの価格）

稲	作	麦	作
耕起 (10a)	3,300	耕起・整地 (10a)	6,500
荒代 (10a)	2,800	施肥 (10a)	1,200
植代 (10a)	3,800	播種 (10a)	3,300
育苗 (1箱)	700	コンバイン刈取 (10a)	13,900
田植 (10a)	5,100	飼 料 作 物	
施肥 (10a)	1,200	牧草刈取 (10a)	1,900
防除 (液・粒・粉剤) (10a)	1,900	飼料作物ロール作業 (1梱包)	1,900
防除 (ジャンボ剤) (10a)	1,000	飼料作物ラッピング (1梱包)	1,000
コンバイン刈取 (10a)	13,900	牧草反転集草 (10a)	1,000
乾燥 (30kg)	400	サロ詰込み作業 (10a)	13,900
調製 (30kg)	300	手 作 業 ・ そ の 他	
大豆・そば		農作業一般	7,000
播種 (10a)	3,300	堆肥散布 (完熟) (2t)	1,900
コンバイン刈取 (10a)	8,400	機械運搬 (片道)	4,700